

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

### 告 示

- 青少年に有益な書籍として推奨する件 七二
- 青少年に有害な図書類として指定する件 七二
- 生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件 七六
- 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件 七六
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 七九
- 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 七九
- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 七九
- 県営土地改良事業計画を変更した件 七九
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 七九
- 道路の区域を変更する件二件 七〇
- 電線共同溝を整備すべき道路として指定した件 七〇
- 一般競争入札を行う件二件 七〇
- 免税証を無効とする件 七三
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 七三
- 指定居宅サービス事業者を指定した件 七三
- 特定介護老人福祉施設を指定した件 七三
- 指定居宅サービス事業を廃止した旨届出があった件 七四
- 指定介護養型医療施設が指定を辞退した件 七四
- 指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 七四
- 指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 七五
- 指定介護予防サービス事業者を指定した件 七五
- 指定介護予防サービス事業を廃止した旨届出があった件 七六
- 指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 七六
- 落札者を決定した件 七六
- 平成十九年度福島県警察官採用候補者選考予備試験を実施する件 七七
- 平成十九年度福島県警察職員採用 七七

候補者選考予備試験を実施する件 七七一

## 告 示

### 福島県告示第七百八号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。

平成十九年十月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

推奨番号	名 称	制作者又は配給者	備 考
一七七	思いやりの心で育むすてきな友情	高橋正一・著、高橋良子・絵(明窓出版株式会社)	推奨対象 小学生、中学生、高校生、青年及び一般
一七八	トモ、ぼくは元気です	香坂直・著(株式会社講談社)	推奨対象 小学生(高学年)、中学生、高校生、青年及び一般
一七九	ぼくの鳥の巣絵日記	鈴木まもる・作及び絵(株式会社偕成社)	推奨対象 小学生(中学生及び高学年)、中学生、高校生、青年及び一般

(県民環境総務領域青少年グループ)

### 福島県告示第七百九号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。

平成十九年十月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

指定番号	種 類	名 称 等	発 行 者	指定理由
六四五六	雑誌	実話ナックルズ Xエック vol.02 (68460-79)	ミリオン出版株式会社	著しく青少年の性的感情を刺激

六四六四	書籍	殺し屋 1 第一巻	株式会社小学館	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、及び著しく青少年の自
六四六三	書籍	ドラッグの教科書	株式会社データハウ	ある。
六四六二	書籍	性犯罪防止マニュアル	株式会社データハウ	の健全な育成を阻害するおそれがある。
六四六一	雑誌	チャンプロード 11月号 (06231-11)	株式会社笠倉出版社	著しく青少年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四六〇	雑誌	月刊裏モノジャパン10月号 別冊 mixi 悪のマニユアル (01806-10)	株式会社鉄人社	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四五九	雑誌	スコラ 2007*10 No.513 (15401-10)	株式会社スコラマガジン	
六四五八	雑誌	EX 大衆 10月号 (11771-10)	株式会社双葉社	
六四五七	雑誌	実話ナックルズEX 20 07 11月号 (16809-11)	ミリオン出版株式会社	し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

六四六五	書籍	殺し屋 1 第二巻	株式会社小学館	殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
				著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

福島県告示第七百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年十月二十六日

名 称 所在地 福島県知事 佐藤 雄平  
指定年月日

須賀川地方休日夜間急病診療所 須賀川市諏訪町六七―一 平成八年三月一日

ばばクリニック 二本松市油井字福岡四四―一二 平成一九年一〇月一日

うめだ腎泌尿器科 南相馬市原町区上町三丁目二二―一 同 年 九月一日

みなみ調剤薬局 白河市老久保一三一五 同 年 九月一日

コスモ調剤薬局油井店 二本松市油井字福岡四四―一二 同 年 一〇月一日

コスモ調剤薬局上町店 南相馬市原町区上町三丁目二二―一 同 年 九月一日

木村薬局新夜ノ森店 双葉郡富岡町大字本岡字新夜ノ森六三四―二 同 年 九月一日

(生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県告示第七百一十一号

(県民環境総務領域青少年グループ)

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。  
 平成十九年十月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
ただき耳鼻咽喉科クリニック	福島市笹谷字片目清水一六一	福島市南矢野目字清水前三二一

（生活福祉領域地域福祉グループ）

**福島県告示第七百十二号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。  
 平成十九年十月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称

所 在 地

廃止年月日

須賀川地方休日夜間急病診療所

須賀川市八幡町一三五

平成八年

平井歯科診療所

南会津郡下郷町湯野上字大道通甲五五

平成一九年八月一七日

菅野薬局

二本松市本町二一五八

同 年 九月一日

（生活福祉領域地域福祉グループ）

**福島県告示第七百十三号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。  
 平成十九年十月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称

所 在 地

休止年月日

医療法人上遠野内科医院

本宮市本宮字荒町五四

平成一九年八月二〇日

（生活福祉領域地域福祉グループ）

**福島県告示第七百十四号**

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成十九年十月十九日救急病院として認定した。  
 平成十九年十月二十六日

名称 所在地 認定有効期限  
 財団法人太田綜合病院附属 郡山市西ノ内二丁目五番二〇号 平成二三年一〇月一八日  
 太田西ノ内病院

（健康衛生領域医療看護グループ）

**福島県告示第七百十五号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、押釜地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
 平成十九年十月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十月二十九日から 年十一月十九日まで（二十二日間）

三 縦覧の場所

南相馬市役所

（農村整備領域農村計画グループ）

**福島県告示第七百十六号**

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
 平成十九年十月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 解除予定保安林の所在場所

いわき市川前町下桶売字萩一の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林林業領域治山対策グループ）

福島県告示第七百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に  
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路  
企画グループ及び福島県北建設事務所で平成十九年十月二十六日から二週間一般の縦  
覧に供する。

平成十九年十月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一五号	福島市大波字寺前六〇 番地先から 同 市大波字寺前六一 番地先まで	変更前 変更後	一五・〇 一九・〇 一五・〇 二四・〇	七六・五 七六・五 七六・五

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第七百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道につい  
て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画  
グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成十九年十月二十六日から二週間一般の縦覧  
に供する。

平成十九年十月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道会津 若松裏磐 梯線	耶麻郡北塩原村大字松 原字細野山国有林四一 七林班や小班地先から 同 郡同 村大字松 原字狐山一一三〇番六 六地先まで	変更前 変更後	七・〇 三・四 七・〇 一五・〇 四三・八	四一三・九 四一三・九 三六九・五

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第七百十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の  
規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

平成十九年十月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間
県道喜多方西会津線	喜多方市字七百苅八六〇番五地先から同市字天満前八八 四四番一地先までの上り線 喜多方市字七百苅八五九五番二地先から同市字七百苅八五 八八番五地先までの下り線

(道路領域道路企画グループ)

公 告

公告第五百八十六号

物品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和  
二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七条の六第一項及び福島県  
財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十  
六条第一項の規定により公告する。

平成十九年十月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 入札に付する事項
  - 1 調達をする物品の件名及び数量
    - ア 凍結抑制剤A（塩化ナトリウム、二五kg/袋） 五、六四〇袋
    - イ 凍結抑制剤B（塩化ナトリウム、〇・五t/袋） 二九六袋
    - ウ 凍結抑制剤C（塩化ナトリウム、一t/袋） 一、〇二四袋
    - エ 凍結抑制剤D（塩化カルシウム、二五kg/袋） 三、七〇〇袋
  - 2 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 納入期限 平成十九年十一月二十六日から平成二十年三月三十一日までの間の福  
島県中建設事務所長、福島県三春土木事務所長、福島県須賀川土木事務所長又は  
福島県石川土木事務所長が指定する日
  - 4 納入場所
    - 1の ア 福島県中建設事務所、福島県三春土木事務所、福島県須賀川土木事務所  
及び福島県石川土木事務所の管内 仕様書による。

- 1のイ 福島県三春土木事務所及び福島県須賀川土木事務所の管内 仕様書による。
- 1のウ 福島県中建設事務所、福島県須賀川土木事務所及び福島県石川土木事務所 所の管内 仕様書による。
- 1のエ 福島県中建設事務所、福島県須賀川土木事務所及び福島県石川土木事務所 所の管内 仕様書による。
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - 次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
  - 1 施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を定めた件（平成十七年福島県告示第七百五十四号）第二に規定する業種区分の「製造業」又は「販売業」の入札参加有資格者として認定されている者であること。
  - 3 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていない者であること。
  - 4 この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できる者であること。
- 三 入札に参加する者に必要な資格の確認
 

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、二の4に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を申請すること。

なお、平成十九年十一月九日までに当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

郵便番号九六三―八五四〇 福島県郡山市麓山一丁目一番一号  
 福島県中地方振興局出納室  
 電話〇二四―九三五―一四七二
- 四 入札書の提出場所等
  - 1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三に掲げる場所に同じ。
  - 2 入札説明会の日時及び場所 平成十九年十一月二日午後一時三十分 福島県郡山合同庁舎南分庁舎第四会議室
  - 3 入札及び開札の日時及び場所 平成十九年十一月二十二日午後一時三十分 福島県郡山合同庁舎南分庁舎第四会議室
- 五 入札保証金及び契約保証金
  - 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額に予定数量を乗じて得た額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 2 契約保証金 落札者は、契約金額に百分の百五を乗じて得た額に、更に予定数量を乗じて得た額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - 六 入札者に要求される事項
 

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県中地方振興局長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
  - 七 入札の無効
    - 二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
  - 八 その他
    - 1 入札方法 入札書には、一袋当たりの単価を記載すること。
 

なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約金額とし、納入に係る代金の支払いは、契約金額に納入数量を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）により行うこととするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
    - 2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
    - 3 契約書作成の要否 要
    - 4 その他 詳細は、入札説明書による。

（県中地方振興局出納室）
- 公告第五百八十七号**
- 福島県道路管理台帳システム設計開発業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七條の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六條第一項の規定により公告する。
- 平成十九年十月二十六日
- 福島県知事 佐藤 雄平
- 一 入札に付する事項
    - 1 件名及び数量 福島県道路管理台帳システム設計開発業務 一式
    - 2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
    - 3 履行期間 発注者が指定する日から平成二十年三月三十一日まで
    - 4 履行場所 福島県土木部道路領域道路管理グループ（福島県福島市杉妻町二番十号）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足する者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 この公告の日から入札の日までの間に、福島県から指名停止を受けていない者であつて、かつ、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成十九年三月三十日付け十八財第六千三百四十二号総務部長依命通達）第二条第一項、第三条第一項から第三項まで及び第六条に規定する参加資格制限を受けていないものであること。

3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二十二号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することと支障がないと認められる者であること。

4 過去三年間に国、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）においてwebアプリケーションの設計と開発を行った者であること。

5 過去三年間に、国、都道府県又は指定都市において道路管理に関するシステム構築を行った者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の4及び5に掲げる事項について証明できる書類（開発又は構築したシステムの仕様書と契約書）を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられない場合がある。

1 提出期間 平成十九年十月二十九日（月）から同年十一月十三日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで

2 提出場所 郵便番号九六〇―八六七〇  
福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県土木部土木総務領域総務予算グループ  
電話 〇二四―五二一―七四五五

3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成十九年十一月十三日（火）午後五時まで必着とする。

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先 福島県土木部土木総務領域総務予算グループ（福島県福島市杉妻町二番十六号）

2 入札及び開札の日時 平成十九年十一月二十日（火）午後一時三十分

3 入札及び開札の場所 福島県土木部入札室（福島県福島市杉妻町二番十六号）

4 その他 郵送による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額に百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間に、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

（土木総務領域総務予算グループ）

公告第五百八十八号

次の軽油引取税免税証については、平成十九年七月六日いわき市内において亡失した旨届出があつたので、同日以降当該軽油引取税免税証は無効とする。

平成十九年十月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

亡失した軽油引取税免税証の様式及び種類	番 号	枚 数
地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第一三三号）第一八条に規定する第三六号様式一〇〇リットル券	FG七〇六〇七五七二四	一枚

（財務領域課税収税グループ）

公告第五百八十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成十九年十月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成十九年十月十八日
- 二 名称  
特定非営利活動法人子どもの家
- 三 代表者の氏名  
阿邊 松山
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県いわき市錦町重殿十五番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域で生活しているすべての子ども達や障がい幼児・児童・障がい者、高齢者等に対して、障害福祉サービス事業、保健・医療・教育等の増進を図る事業を行い、教育や福祉の向上に寄与することを目的とする。

（文化領域県民文化グループ）

公告第五百九十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成十九年十月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称（個人にあつては、氏名）	申請者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	指定年月日	サービスの種類
ヘルパーステーション なごみ	会津若松市山見町七六	ライフケア 和株式会社	福島県会津若松市中央三一 五一一	平成一九年 一〇月一日	訪問介護
あおぞらケア アステーション	郡山市桑野二丁目二九一七	株式会社健康 進会	同 県郡山市 堂前町二六一 一四	同	訪問介護 訪問入浴 介護

ライフサポート	いわき市平下 神谷字立田帯 二六一二	株式会社ライ フサポート	同 県いわき 市平下神谷字 立田帯二六一 二	同	訪問介護
訪問介護事業所ヘルパーステーションふきのとう苑	相馬市富沢字 松道一九	社会福祉法人 相双記念会	同 県相馬市 富沢字松道一 九	同	同
ハッピー愛ランドヘルパーステーションほばら	伊達市保原町 六丁目一一	社会福祉法人 北信福祉会	同 県福島市 南矢野目字才 ノ後六一二	同	同
ケアパートナーいわき	いわき市平北 白土字宮前四 八一	ケアパート ナー株式会社	東京都港区港 南二一一六一	同	通所介護
廣信館デイサービス	同 市平下 高久字八幡一 一一	ヒロコーポ レーション 株式会社	福島県いわき 市平下高久字 八幡一一一一	同	同
織内健康デ イサービス センター	同 市常磐 関船町迎一六	医療法人心 生会	同 市常磐関船町 迎一六	同	同
大河内記念 病院通所介 護事業所	同 市内郷 御厩町三丁目 九六	医療法人福 島アフター ケア協会	同 市内郷御厩町 三丁目九六	同	同
特別養護老人ホーム会津敬愛苑	会津若松市北 会津町東小松 字南古川一	社会福祉法人 千桜会	同 県大沼郡 会津美里町高 田道上二九六 九一一	同	短期入所 生活介護

介護用品の店あい・うえる	石川郡石川町大橋八四一四	有限会社曲山自動車整備工場	同 県石川郡石川町下泉六四	同	福祉用具貸与特定福祉用具販売
--------------	--------------	---------------	---------------	---	----------------

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第五百九十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八条第一項第一号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。  
平成十九年十月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

施設の名 称	施設の所在地	申請者の名 称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム会津敬愛苑	会津若松市北会津町東小松字南古川一	社会福祉法人千桜会	福島県大沼郡会津美里町高田道上二九六九一一	平成一九年一月一日

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第五百九十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から、次に掲げる居宅サービスの事業を廃止した旨届出があった。  
平成十九年十月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	廃止年月日	サービスの種類
内木医院	いわき市平字大館三一	内木 詢一	福島県いわき市平字大館三一	平成一九年九月一〇日	短期入所療養介護

有限会社へ 同 市錦町 有限会社へ 茨城県北茨城 同 年 訪問介護

ルパーステーション・ひかり	上中田九二	ルパーステーション・ひかり	市関本町関本一八日	同上
---------------	-------	---------------	-----------	----

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第五百九十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、当該指定を辞退した。  
平成十九年十月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

施設の名 称	施設の所在地	開設者の名称(個人にあつては、氏名)	開設者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	指定の辞退の年月日
内木医院	いわき市平字大館三一	内木 詢一	福島県いわき市平字大館三一	平成一九年九月一〇日

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第五百九十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。  
平成十九年十月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	サービスの種類
会津中央訪問看護ステーション	会津若松市一箕町亀賀字郷之原一〇五	会津若松市松町一一二九	財団法人温知会	福島県会津若松市鶴賀町一一一	訪問看護

医療生協訪 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同



公告第五百九十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。  
平成十九年十月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

みなみの家 訪問介護事業所	同 市勿来町白米林の中心 三〇―一七―一	いわき市勿来町酒井上ノ台 一―一―つくし んぼアパート A―二	有限会社みなみの家	同 市勿来町白米林の中心 三〇―一七―一	同
浜通り医療生協ヘルパーステーション	いわき市小名浜岡小名字山ノ神二五	いわき市小名浜岡小名字山ノ神四〇	浜通り医療生活協同組合	同 県いわき市小名浜岡小名字山ノ神四〇	同
株式会社マインド郡山営業所	郡山市並木三丁目一―一八 佐藤ビル二〇 一号	郡山市並木三丁目一―一八 佐藤ビル一〇 一号	株式会社マインド	同 県本宮市字中條一六―二	同
ホームケアサービス	会津若松市東栄町六―一八	会津若松市松町一―二九	財団法人温知会	同 市鶴賀町一―一	同
みんなのヘルパー福島	福島市天神町一〇―三四	福島市森合字台五	有限会社夢と共生の二一グループ	同 県会津若松市明和町五―五	訪問介護
間看護ステーションかもめ	浜岡小名字山ノ神二五	浜岡小名字山ノ神四〇	生活協同組合	き市小名浜岡小名字山ノ神四〇	

（生活福祉領域介護保険グループ）

事業所名称	変更前の事業所所在地	変更後の事業所所在地	事業者名称	事業者の主たる事務所の所在地
-------	------------	------------	-------	----------------

公告第五百九十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成十九年十月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

会津中央訪問看護指定居宅介護支援事業所	会津若松市一箕町亀賀字郷之原 一〇五	会津若松市松町一―二九	財団法人温知会	福島県会津若松市鶴賀町一―一
ケアステーション和	郡山市並木三丁目一―一八佐藤ビル二〇二号	郡山市並木三丁目一―一八佐藤ビル一〇三号	有限会社ケアセンター和	同 県郡山市並木三丁目一―一八佐藤ビル一〇三号
医療生協在宅福祉センター	いわき市小名浜岡小名字山ノ神二五	いわき市小名浜岡小名字山ノ神四〇	浜通り医療生活協同組合	同 県いわき市小名浜岡小名字山ノ神四〇

（生活福祉領域介護保険グループ）

事業所名称	事業所の所在地	申請者の名称（個人にあつては、氏名）	申請者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	指定年月日	サービスの種類
ヘルパーステーション なごみ	会津若松市山見町七六	ライフケア和株式会社	福島県会津若松市中央三―五―二	平成一九年一〇月一日	介護予防訪問介護
あおぞらケアステーション	郡山市桑野二丁目二九―七	株式会社健康進会	同 県郡山市堂前町二六―一四	同	介護予防訪問介護 訪問入浴 介護
ライフサポート	いわき市平下	株式会社ラ	同 県いわき	同	介護予防

イト	神谷字立田帯 二六〇二	イフサポー ト	市平下神谷字 立田帯二六〇 二		訪問介護
ハッピー愛 ランドヘル パーステー ションほば ら	伊達市保原町 六丁目一〇一 一	社会福祉法 人北信福祉 会	同 県福島市 南矢野目字才 ノ後六一二	同	同
寿訪問看護 ステーショ ン	郡山市小原田 三〇六二二一	有限会社寿 訪問看護ス テーション	同 県郡山市 桜木二二八 一〇九	同	介護予防 訪問看護
ケアパート ナーいわき	いわき市平北 白土字宮前四 八一一	ケアパート ナー株式会 社	同 東京都港区港 南二一六一 一	同	介護予防 通所介護
廣信館デイ サービス	同 市平下 高久字八幡一 一一一	ヒロコーポ レーション 株式会社	福島県いわき 市平下高久字 八幡一一一	同	同
織内健康デ イサービス センター	同 市常磐 関船町迎一六 二	医療法人心 生会	同 市常磐関船町 迎一六二	同	同
大河内記念 病院通所介 護事業所	同 市内郷 御厩町三丁目 九六	医療法人福 島アフター ケア協会	同 市内郷御厩町 三丁目九六	同	同
特別養護老 人ホーム会 津敬愛苑	会津若松市北 会津町東小松 字南古川一	社会福祉法 人千桜会	同 県大沼郡 会津美里町高 田道上二九六 九一一	同	介護予防 短期入所 生活介護
介護用品の 店あい・う える	石川郡石川町 大橋八四一四	有限会社曲 山自動車整 備工場	同 県石川郡 石川町下泉六 四	同	介護予防 福祉用具 貸与 特定介護

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第五百九十七号  
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介  
 護予防サービス事業者から、次に掲げる介護予防サービスの事業を廃止した旨届出があつ  
 た。  
 平成十九年十月二十六日  
 福島県知事 佐藤 雄平

事業所の 名称	事業所の 所在地	事業者の名 称(個人に あつては、 氏名)	事業者の主た る事務所の 所在地(個人 あつては、住 所)	廃止年月日	サービス の種類
内木医院	いわき市平字 大館三一	内木 詢一 氏名	福島県いわき 市平字大館三 一	平成一九年 九月一〇日	介護予防 短期入所 療養介護

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第五百九十八号  
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介  
 護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があつた。  
 平成十九年十月二十六日  
 福島県知事 佐藤 雄平

事業所の 名称	変更前の事業 所の所在地	変更後の事業 所の所在地	事業者の名 称(個人に あつては、 氏名)	事業者の主 たる事務所 の所在地 (個人にあつ ては、住所)	サービス の種類
会津中央訪 問看護ステ ーション	会津若松市一 箕町亀賀字郷 之原一〇五	会津若松市松 町一一二九	財団法人温 知会 氏名	福島県会津 若松市鶴賀 町一一一	介護予防 訪問看護

医療生協訪 問看護ステ ーションか もめ	いわき市小名 浜岡小名字山 ノ神二五	いわき市小名 浜岡小名字山 ノ神四〇	浜通り医療 生活協同組 合	同 県いわ き市小名浜 岡小名字山 ノ神四〇	同
みんなのへ ルパー福島	福島市天神町 一〇―三四	福島市森合字 台五	有限会社夢 と共生の二 一グループ	同 県会津 若松市明和 町五―五	介護予防 訪問看護
ホームケア サービス	会津若松市東 栄町六一八	会津若松市松 町一―二九	財団法人温 知会	同 市鶴賀 町一―一	同
株式会社マ インド郡山 営業所	郡山市並木三 丁目一―一八 佐藤ビル二〇 一号	郡山市並木三 丁目一―一八 佐藤ビル一〇 一号	株式会社マ インド	同 県本宮 市字中條一 六一―二	同
浜通り医療 生協ヘルパ ーステーシ ョン	いわき市小名 浜岡小名字山 ノ神二五	いわき市小名 浜岡小名字山 ノ神四〇	浜通り医療 生活協同組 合	同 県いわ き市小名浜 岡小名字山 ノ神四〇	同
みんなの家 訪問介護事 業所	同 市勿来 町白米林の中 三〇―一七一	いわき市勿来 町酒井上ノ台 一―一つくし んぼアパート A―二	有限会社み んなの家	同 市勿来町 白米林の中 三〇―一七一	同

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告599号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県土木部共用機器の賃貸借  
について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調  
達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11  
条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により  
公告する。

平成19年10月26日

- 福島県知事 佐 藤 雄 平
- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
福島県土木部共用機器 一式(据付け、調整、機器保守等一式)
  - 2 契約に関する事務を担当するグループの名称及び所在地  
福島県土木部土木総務領域総務予算グループ 福島県福島市杉妻町2番16号
  - 3 落札者を決定した日  
平成19年8月31日
  - 4 落札者の氏名及び住所  
富士通リース株式会社東北支店 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目3番22号
  - 5 落札金額  
28,698,075円
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  - 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成19年6月29日

(土木総務領域総務予算グループ)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第41号

平成19年度福島県警察官採用候補者選考予備試験を次のとおり実施します。  
平成19年10月26日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

- 1 試験を実施する職種及び採用予定人員  
航空操縦士 1名程度
- 2 試験期日  
平成19年12月1日(土)
- 3 受験申込受付期間  
平成19年11月9日(金) から同月22日(木) まで
- 4 受付窓口及び問い合わせ先  
郵便番号960-8686 福島市杉妻町2番16号  
福島県警察本部警務部警務課

電話024-522-2151 内線2624又は2626

(警 務 課)

福島県警察本部公告第42号

平成19年度福島県警察職員採用候補者選考予備試験を次のとおり実施します。  
平成19年10月26日

1 試験を実施する職種、採用予定人員及び試験期日 福島県警察本部長 久保潤二

試験を実施する職種	採用予定人員	試験期日
航空整備士	1名程度	平成19年12月1日(土)
運転免許技能試験官	1名程度	
犯罪鑑識技術員(指紋)	1名程度	
犯罪鑑識技術員(物理)	1名程度	平成19年12月2日(日)
少年警察補導員	3名程度	

2 受験申込受付期間

平成19年11月9日(金)から同月22日(木)まで

3 受付窓口及び問い合わせ先

郵便番号960-8686 福島市杉妻町2番16号  
福島県警察本部警務部警務課  
電話024-522-2151 内線2624又は2626

(警 務 課)